

令和4年 第7回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 令和4年4月1日(金)
開会 午後5時00分 閉会 午後6時45分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・第3会議室
- 3 出席委員名 松本明彦 野木三司 久下多賀子 安達京子
- 4 説明者 教育次長 引野雅文 教育理事 田辺健二 総括指導主事 久保有紀
教育総務課長 溝口容子 学校教育課長 川村義輝
子ども未来課長 蒲田幸宏 生涯学習課長 安達 純
文化財保護課長 新谷勝行
- 5 欠席者 田村浩章委員
- 6 書記 教育総務課長補佐 吉岡祥嗣
- 7 議 事
- (1) 議案第28号 京丹後市立学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について
- (2) 議案第29号 京丹後市立こども園・保育所内科医、歯科医及び薬剤師の委嘱について
- (3) 議案第30号 京丹後市スポーツ推進委員の委嘱について
- (4) 議案第31号 京丹後市社会教育委員の委嘱について
- (5) 議案第32号 京丹後市文化財保護審議会委員の委嘱について
- (6) 議案第33号 京丹後市文化財保存活用地域計画協議会委員の解職及び委嘱について
- (7) 議案第34号 京丹後市立網野学校給食センター整備基本計画の策定について
- (8) 議案第35号 行政財産の用途廃止について
- (9) 報告第11号 京丹後市スクールガード・リーダーの委嘱について
- (10) 報告第12号 財産を貸付することについて(旧橘小学校施設)
- 【追加議案 議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第39号、報告第13号】
- (11) 議案第36号 京丹後市子育て環境整備応援プロジェクト補助金交付要綱の制定について
- (12) 議案第37号 京丹後市教育委員会事務局文書取扱規程の制定について
- (13) 議案第38号 京丹後市教育委員会会議規則の一部改正について
- (14) 議案第39号 京丹後市就学援助に関する規則の一部改正について
- (15) 報告第13号 個人情報部分開示決定等に係る審査請求について
- 8 その他
- (1) 諸報告
- ① 「共催」・「後援」に係る3月期承認について

(2) 各課報告

- ① 4月学校行事予定について
- ② 4月保育所・こども園行事予定について
- ③ 生涯学習課行事予定について

9 会議録 別添のとおり (全23頁)

10 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

令和4年5月25日

教 育 長 松本 明彦

署 名 委 員 安達 京子

〔招集者〕 京丹後市教育委員会教育長 松本明彦

〔被招集者〕 野木三司 久下多賀子 安達京子

〔説明者〕 教育次長 引野雅文 教育理事 田辺健二 総括指導主事 久保有紀

教育総務課長 溝口容子 学校教育課長 川村義輝

子ども未来課長 蒲田幸宏 生涯学習課長 安達 純

文化財保護課長 新谷勝行

〔欠席者〕 田村浩章委員

〔書記〕 教育総務課長補佐 吉岡祥嗣

〈松本教育長〉

ただ今から「令和4年 第7回京丹後市教育委員会定例会」を開会いたします。

本日より令和4年度がスタートしました。事務局では、小坂学校教育課長及び服部子ども未来課長の市長部局への異動、川村生涯学習課長の学校教育課長への異動、安達生涯学習課長の昇任をはじめ、多くの異動があり、先ほど御紹介したスタッフも合わせて、新体制のスタートをきりました。

またそれに先立ち、事務局職員及び園長所長等へ向けた訓示では、本年度は「グローバル人材の育成」と「ICTも積極的に活用した教育の充実」を推進していくための重要な年度と位置付けているので、指導室と学校教育課と学校園所との連携だけでなく、他の課との連携も進めながら、事業の確実な実施による教育の充実を図ってほしいと伝えました。

また業務にあたる心構えとして、やらなければならない業務と課題の改善だけに向き合っていると、創造的で協働的な業務やアイデア、取組みは生まれてこないなので、昨年同様「創造的」「協働的」をキーワードとして業務に励んでほしいことを伝えました。

本年度も、事務局職員、園所・小中学校や関係機関としっかりと連携し、京丹後市の教育をさらに前に進めていきたいと考えていますので、教育委員の皆様の積極的な御意見を引き続きいただきますようお願いいたします。

本日は、「京丹後市立学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について」をはじめ12

議案に報告議案3件を予定していますのでどうぞよろしくお願いいたします。

〈松本教育長〉

それでは、令和4年第4回教育委員会（3月定例会）開催後の諸会議、行事等を中心に、教育長動静を報告させていただきます。

【教育長動静報告】

〈松本教育長〉

以上です。御質問等ありましたらお願いいたします。

〈全委員〉

なし。

〈松本教育長〉

本日の会議録署名委員の指名をいたします。
安達委員を指名しますのでお願いします。

それでは、お手元の会議次第に沿って議事を進めさせていただきます。

〈松本教育長〉

始めに、会議の非公開についてお諮りします。

議案第28号から議案第33号までの6議案は京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第1号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈松本教育長〉

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、議案第28号から議案第33号までの6議案については非公開といたします。

(非公開部分省略 議案第28号から議案第33号までについて承認)

〈松本教育長〉

これより会議を公開といたします。

次に、議案第34号「京丹後市立網野学校給食センター整備基本計画の策定について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈引野教育次長〉

議案第34号「京丹後市立網野学校給食センター整備基本計画の策定について」を説明させていただきます。

本日、計画(案)の正誤表と訂正版の計画(案)を配付させていただいています。申し訳ございませんが訂正版のほうをご覧いただきたいと思います。

網野学校給食センターは、昭和60年の3月に建築以来、網野町域の小中学校の学校給食を今まで担ってききましたが、37年を経過する中で今回この計画を策定し、計画に基づき令和4年度から6年度までの計画期間として建替えの整備を行おうとするものです。

まず計画(案)の3ページをご覧ください。

現在の網野学校給食センターの状況です。建築年月は昭和60年3月ということで36年、37年を経過するという事です。建物の面積は984平方メートル、施設の形態としてはウェットシステムということで、ウェットシステムといいますのは床に水を撒き、常に床が水で濡れている状態の施設であり、近年では細菌の増殖につながるため改善が求められており、ドライシステムに改善していくことにしています。給食提供校については網野町域の5つの小中学校で毎日900食を提供している状況です。

4ページの中ほどにございますが、ドライシステムのメリットといたしましては、安全な作業環境の確保、細菌の増殖防止、作業の軽減につながるといったことが言われています。

5ページからは網野町域の児童生徒数の推移をまとめています。10年間の推移とい

うことで平成23年1,333人から令和3年773人と減少している状況で、この間、学校再配置によって学校そのものも減少しています。

6 ページについては、児童生徒数の将来推計、今後の6年間ほどの見込みということで、さらに減少していく状況が見えていただけたと思います。6 ページの下は学級数の推移で、この学級数というのが給食センターの運営に関わってきます。現在33学級ございまして、小学校については1学年1学級という状況に既になっていまして、中学校は9学級ということです。

7 ページが、給食対象人員数の将来推計ということで、児童生徒と教職員を合わせた給食を提供していく人数の今後の推計で、令和9年度で約700食の提供ということで、現在は867ですので当然減っていくという状況となります。

8 ページの中ほどには現状における課題をまとめています。2点ありまして、①学校給食衛生管理基準の準拠ということで、先ほどのウェットシステムからドライシステムということで保健所のほうからも学校給食施設の衛生管理に係る点検等で改善が求められているということで、学校給食衛生管理基準に対応していくことが1つ目の課題となっています。2つ目は老朽化ということで、先ほどから申し上げていますように年数が経過する中で、9 ページにあります令和6年度末にボイラー灯油用の地下貯蔵タンクの設置から40年を迎えるということで、消防のほうから改修が求められています。この改修を行うには相当の費用もかかり、センターの運営そのものを一時停止することもございますので、今回建替えという方針を持っているものです。

9 ページの下から整備の基本方針ということで、赤字の部分が今回正誤表で訂正した部分になりますが、現在の網野町域の小中学校への給食提供に対応する網野学校給食センターの建替えということで考えています。ただし将来的には、児童生徒数の推移や配送面などを考慮しますと、市内数か所の給食センター構想の一翼を担う施設になることも想定されるということで、市全体をセンター化していくかどうかはまだ決定していませんが、そのような想定もされるということをご記載させていただいています。①安心・安全でおいしい給食が提供できる施設、②食育の推進とその充実に向けた核となる施設、③周辺の環境に配慮した効率的で質の高い施設といったところを基本方針とさせていただきます。

10 ページの下からは施設整備の基本計画ということで、まず用地選定に関する検討です。各校への配送時間は、調理後から2時間以内に子どもたちが食べられる、その30分前に検食ができるといったことが基本となりまして、11 ページにあります2つの候補地を検討してきました。これは京丹後市の市有地というところで考えたときにこの旧郷小学校と旧網野幼稚園が考えられるということですが、それぞれメリット、デメリットがございまして、1の旧郷小学校については、メリットとしては敷地が大きいということと、周辺に民家が少なく、将来的に峰山や丹後、弥栄への配送も可能といったことがあります。デメリットに書いてあります下水道供用区域外というのは、浄化槽で対

応できるため大きなデメリットにはならないかなと思っています。2にあります旧網野幼稚園については、町の中心部にありますので各校への配送時間は効率的にできるということがあります。将来的には丹後、弥栄への配送も可能ということですが、デメリットとしまして今現在旧幼稚園舎の建物がありまして取り壊す必要があるといったことや、臭気や騒音の対応、また道路が少し狭いので通行に支障が出ないかといったことが懸念されることです。

12ページ、食数の設定というところで、いくら食数を提供していくべきか、それによって施設の規模が決まってくるのですが、現在の900食を基準としながら、将来的に隣接する町域への提供の可能性も視野に入れながら1,000食程度の規模の想定をしていきたいと考えています。それに伴いまして施設規模ですが、13ページの表にあるような目安で、1,000食程度といったところに見合う敷地の目安などを考えていく必要があるかなと思っています。

5番、新施設整備に向けてというところで具体的に、先ほど申し上げたとおり網野町域の小中学校への提供を基本的にまずは考えていきながら、将来的な方向も踏まえています。用地候補地としましては、先ほど申し上げた2つの中から京丹後市郷グラウンド、旧郷小学校が適地と判断しています。

14ページです。施設の規模については、先ほど申し上げました1,000食程度提供できるというところで、約1,000平方メートル程度の建築面積、そして駐車場等を含めまして約3,000平方メートル程度の敷地の確保が必要になると考えています。基本的な機能としましては、先ほど申し上げました①ドライシステムの導入、②HACCP（ハサップ）という概念を新たに取り入れていくということです。HACCPについては8ページに説明書きがございますのでご覧いただければと思います。食中毒等の観点を踏まえて対応していくということです。③施設内動線の明確化による安全衛生管理の徹底、④施設配置の平面計画及び一方向化ということで考えています。

最後にその他ということで、新しい施設については同一敷地内に京丹後市郷土資料館がございます。そういったことから食育は当然ですが、食の文化や歴史などが、この資料館と一体的に学べるといった連携が図れないかということも考えていますし、郷土資料館等の周辺の施設や景観と調和した外観や外構に配慮したいと考えています。

15ページ今後の日程ということで、令和4年度の当初予算で基本設計・詳細設計の予算を認めていただきましたので、本日の計画をお認めいただきましたら、早速設計業務に着手していきたいと思っております。工事は令和5年度から令和6年度への繰越しも想定していますが、令和6年度の2学期から運用ができるような目標で進めていきたいと考えています。

以上、長くなりましたが説明とさせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

<松本教育長>

議案第34号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<野木委員>

合併浄化槽で処理をしていくということですが、給食施設でかなり水を使うので大がかりな浄化槽が必要だと思うのですが、いずれ下水道が来たときに、そのまま合併浄化槽を使って行うのか、いずれは下水につないでいくのか、そのあたりの計画はどのようにされていますか。

<引野教育次長>

網野町の郷地域については下水道の整備の計画は現時点ではございませんので、合併浄化槽を使い続けていくということになるかと思えます。おっしゃるとおり給食ということでかなりの水を使いますが、水量についても、郷地域は簡易水道なのですが十分その水量は賄えるというような試算もさせていただいて、浄化槽もそれに見合う規模のものを設置していくということを考えています。

<松本教育長>

ほかに御意見、御質問ありませんか。

<安達委員>

宮津の給食センターを見せてもらいに行ったことがありまして、あそこは民間が運営しているということだったのですが、京丹後市の方針としては、民間に委託せずにあくまでも京丹後市が全てをするという方向でいかれるということですか。

<引野教育次長>

今後のことはまだ決まっていないところもあるのですが、現時点で民間委託といったことは考えていません。現在も市直営で給食センターをしていますので、当面その方向ではないかなというふうに考えています。

<安達委員>

わかりました。できるだけ京丹後市が直接するという方向でいくほうが理想だと思っていたので、それを聞いて安心しました。大変お金のかかることですが、大切なことですので、食育の観点もありますし、京丹後市が直接運営して行ってほしいと思います。

<松本教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第34号「京丹後市立網野学校給食センター整備基本計画の策定について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

次に、議案第35号「行政財産の用途廃止について」を議題とします。
事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野教育次長>

議案第35号「行政財産の用途廃止について」を説明させていただきます。

今回用途廃止を行います施設については、高龍小学校の敷地内にあります旧寄宿舎です。

この施設については、昭和41年に当時の高龍中学校寄宿舎として建設され、2学期から3学期の冬期において、遠距離通学をしていた生徒の寄宿舎として平成15年の3月まで利用していました。その後、平成15年度以降についてはスクールバスを配備し、遠距離通学の支援を行っています。

京丹後市合併後も施設は残っていましたが、寄宿舎としての用途に使うことはなく、

平成25年4月1日付けで京丹後市立学校寄宿舎規則を廃止以後は、高龍小学校の倉庫として利用していたものです。

建物の構造は、資料の写真のとおり、木造シングル葺の2階建、延床面積は289平方メートル、建築価格は550万円で、現在の高龍小学校のグラウンド内に建っているということです。

この施設は、建築後40年を経過しており、老朽化が著しく、グラウンド内にあるということから、安全面を考慮し、取壊しを計画することになりましたので、教育財産としての用途廃止を行うものです。

なお、本議案の御承認をいただきましたら、令和4年度に取壊しの設計業務に着手し、令和5年度に解体工事を実施する予定としています。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

<松本教育長>

議案第35号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<野木委員>

廃止の目的に危険であるためということがありましたが、危険であるけども倉庫としては使っていて、今年度いっぱい倉庫としてまだお使いになるということでしょうか。

<溝口教育総務課長>

実際は物が置いてあるだけで、出入りはほとんどされていないと伺っていますし、グラウンドの中にある施設で、子どもたちが無断で入ったりして、木造ですので床も劣化していると思いますので、そういったことを防ぐ意味で取壊しを検討しているということです。

<野木委員>

危険が及ばないような形で取壊しまで保ってほしいと思います。

<松本教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第35号「行政財産の用途廃止について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

次に、報告第11号「京丹後市スクールガード・リーダーの委嘱について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

<引野教育次長>

報告第11号「京丹後市スクールガード・リーダーの委嘱について」を説明させていただきます。

「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」に係るスクールガード・リーダー設置要項に基づき、教育長は防犯について専門的知識を有する者をスクールガード・リーダーに委嘱することとしており、本年度のスクールガード・リーダーを別紙名簿のとおり委嘱することとしましたので報告をするものです。

なお、スクールガード・リーダーは元警察官の方5人にお世話になっており、1人が新任、4人は再任していただくということです。

任期は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間です。

以上、よろしく願いいたします。

<松本教育長>

報告第11号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

〈全委員〉

なし。

〈松本教育長〉

次に、報告第12号「財産を貸付することについて（旧橘小学校施設）」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

〈引野教育次長〉

報告第12号「財産を貸付することについて（旧橘小学校施設）」を説明させていただきます。

旧橘小学校は、昭和49年に建設され、平成27年7月に当時の橘中学校施設に移設されるまで小学校施設として使用しており、閉校後は、校舎は市の備品の保管に使用し、体育館及びグラウンドは、令和3年4月末まで社会体育施設として利用していたものです。

普通財産となりました旧橘小学校体育館及びグラウンド施設の利活用を推進するため、令和3年8月16日から11月10日まで公募を行い、11月24日に事業候補者を選定する学校跡施設利活用審査会を経て、貸付の相手方を、京都市内に本社がありますデュラクスジャパン株式会社 代表取締役 前田雄一氏に、貸付期間を契約締結の日から10年間、貸付金額を、年額76万302円として貸付を行うものです。

なお、校舎棟については、耐震性がないことや、市が倉庫として使用していることから公募からは除いています。

次に建物の概要ですが、体育館については、構造は鉄筋コンクリート造1階建てで、延床面積は791.80平方メートル。土地については、貸付面積はグラウンド9,085平方メートルのうちプールとヘリポートの部分などを除く合計4,472.04平方メートルを貸付するものです。

貸付料については、体育館とグラウンドを効率的に一体利用する場合と開発に相当する広大地ということでの低減を行うものです。具体的には、従来から普通財産の貸付においては、固定資産評価額の6パーセントを1年間の貸付料としていますが、グラウンド部分については、3,000平方メートルを超える広範囲の貸付となることを踏まえ、3分の1を減額し、さらに体育館とグラウンドを一体的に利用していただけるということを考慮し、体育館分とグラウンド分の貸付料の合計額を2分の1に低減した額としています。さらに、京丹後市商工業総合振興条例に基づく京丹後市企業立地支援事業の活用も考えておられ、この条例に基づく減額も適用されるため、結果として年額76万

302円という貸付金額になる見込みです。

以上、報告とさせていただきます。なお、本件につきましては、本日御確認いただけましたら市議会のほうへ提案をさせていただき、議決後に契約の締結という形で進めさせていただきますと思っています。

〈松本教育長〉

報告第12号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

〈久下委員〉

現在使っている橘小学校と入り口が同じあたりですよ。何をされている会社かわかりませんが、車の出入りが激しいとか、そのようなこと等児童に関係するような事故等がないか気になるのですが。

〈溝口教育総務課長〉

貸付の相手方のデュラクスジャパン株式会社は、令和元年11月に設立されまして、事業内容は主にグランピング施設の企画、運営、レンタル、販売といったところの会社です。京丹後市内では、久美浜町の布袋野でグランピングツール専門のショールーム、デュラクスアウトドアリゾート京丹後久美浜LABOを運営されていますし、令和3年12月には、丹後王国食のみやこと連携し、ホテルの横にグランピング施設を開業されています。

この度、体育館は、屋内施設を使ったグランピング、循環型水耕栽培システムの活用による作物の育成などを計画されており、グラウンドについては、そちらを着手した後に、グランピング、クラインガルデンの運営、また地域の方との賑わいが創出されるような地域マルシェなど、そういった催し等も考えながら事業を進めていきたいというふうに伺っています。

また、貸付を行うグラウンドの敷地内にはプールもあります。夏季には小学生が使いますので、業種を特定せず、広く公募を行う手続きの中で、不特定多数の方が出入りすることが見込まれたため、プールのほうには目隠しフェンスを既に設置させていただいています。また、そういった教育活動に支障がでないような配慮をし、事業計画をしていただくよう事業候補者には伝えております。

〈野木委員〉

観光面では非常に楽しみだという面があるのですが、地元の方々の声というのは、どのような反応がありますか。そういうことはお聞きになっていますでしょうか。

〈溝口教育総務課長〉

公募を行う前に地元区のほうには説明に行かせていただきました。社会体育施設から除外し、普通財産となることで、地元区として体育館やグラウンドを使う予定があるかということもお伺いはさせていただきました。

体育施設については、隣に橘小学校の体育館と広いグラウンドがあるので、避難施設としても想定外の災害のときでないと2つ同時に使うことはないということで、公募をしてもよいという御了解をいただいています。

また、今後、事業候補者が契約をしたあとは事業者のほう地元区に入って、こういう事業をしていきますという内容説明をして、理解を得ながら事業展開をしていくことになります。

〈野木委員〉

事業者の方は、これからは地元の方々にいろいろ計画も提案しながら説明していくということですね。わかりました。

〈松本教育長〉

次に、追加議案4件と報告1件を準備しています。

はじめに、議案第36号「京丹後市子育て環境整備応援プロジェクト補助金交付要綱の制定について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈引野教育次長〉

議案第36号「京丹後市子育て環境整備応援プロジェクト補助金交付要綱の制定について」を説明させていただきます。

この補助金は、令和3年度より施行していましたが「京丹後市子育て環境支援設備事業補助金交付要綱」を廃止し、子どもを地域全体で育て、支える仕組みづくりを促進し、市内の子育て環境の充実を図るため、子育て団体の支援や子育て活動支援、そして、子育て環境支援施設整備を一体のものとして補助金として交付する制度を新たに設けると

いうものです。

それでは、別記要綱をご覧ください。

第1条では制定の趣旨、第2条では補助対象者、第3条では補助対象事業等について規定をしています。補助対象事業は区分1から3に分けていまして、別表のほうで整理をしています。

第4条から第8条については、交付の申請から補助金の請求に係る手続きや様式を規定し、第9条については、虚偽その他不正な手段により補助金を受けたものに対して、補助金の返還を命じる規定を設けています。

3ページの別表をご覧ください。

先ほど申しあげました3つの事業区分がございます。まず、事業区分1では、子育て団体支援事業として、市内において子育て世帯が多世代と交流することができる場を提供し、かつ、継続的に子育てに関する情報交換や相談等を行う事業としています。例えば、子育てサロンですとか、子育て相談事業などを想定しています。区分1の補助対象者は、市内で子育て事業に取り組む者で、補助金交付年度終了後も自走による取組みの継続を目指すもので、非営利団体に限ることとしています。補助対象経費は、人件費、活動拠点の家賃又は改修に係る経費、活動経費としまして報償費や消耗品費、印刷製本費等としています。補助金額は、補助対象経費の3分の2以内の額とし、1箇年度につき100万円を上限としています。補助金の交付期間は、連続する3年以内ということになっています。

次に、2の区分です。子育て活動支援事業として、市内において開催されます子育てに関するイベント等を想定しています。例えば、お下がり市のようなフリーマーケット等の交流イベントです。この事業の補助対象者は、市内で子育て支援に取り組む者で、営利を目的とする者は除き、補助対象経費は、イベント等経費とて報償費や消耗品費等としており、補助金額は、事業による収入を控除した補助対象経費の10分の10以内、1箇年度での申請は1回限り、10万円を上限とするということです。この事業については、連続する必要はありませんが3箇年度以内としています。

最後に事業区分3では、子育て環境支援施設整備事業ということで、これについては令和3年度から既に要綱を設けて実施しているものになりますが、事業及び店舗が乳幼児への授乳、おむつ替え等を行うための環境整備を行う事業で、補助対象者は、市内に事業所及び店舗を有する者で、乳幼児の属する子育て世帯が利用することが想定される事業所等であること、子育て支援設備が事業所等の営業時間においていつでも利用できること、事故防止及び衛生管理を配慮した設備であることとしています。補助対象経費は、授乳用設備や、おむつ替え設備などの整備としまして、補助金額は、補助対象経費の10分の10以内の額とし、1回につき上限を20万円としており、1事業所等につき1回限りとしています。

なお、備考としまして、国や府等の補助金等を受ける場合は、その補助金等の額を補

助対象経費から控除することとしています。また、事業区分1と2については、当該年度においていずれかの区分のみ申請できることとし、補助金額に千円未満の端数があるときは、切り捨てた額としています。

最後に、附則として告示日は令和4年4月1日から施行することとしています。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

<松本教育長>

議案第36号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<安達委員>

今も市が子育てサロンとかは町ごとに開設しているのですが、それ以外に個人でやろうかなと思う人が立ち上げるときにその場を提供するということですか。それは、今までからそういうことを是非してほしいという要望がたくさんあってされているのか、それとも、これから市としてもっと広めたいからしたいという思いでこれをされているのか、どちらでしょうか。

<引野教育次長>

この事業については、子ども未来まちづくり審議会から令和3年度に答申をいただいたのですが、その答申の主な内容は子育て拠点施設の整備ということで宮津市にあるミップルの中にあるような拠点が必要だという内容の答申をいただきました。その中に、そういった拠点ができるとしても、やはり身近な地域での子育て環境の充実というのは必要だということもあわせて答申の中にいただきましたので、今以上に身近なところでの子育て環境整備充実を図るためにということで、教育委員会が実施している事業もあるのですが、さらに個人だとか民間のほうでこういったことに新たに取り組もうということも推進するというので、なるべくそういった場をいろいろな地域に、公設以外でも設けることによって市全体の環境が充実するのではないかとということでこの制度を設けたということです。

<蒲田子ども未来課長>

この事業は、基本的には単発ということではなくてあくまでも継続的ということで、毎月1回、1年間はしていただくことを想定した事業ですので、たまたま1回だけとか、

年に2、3回ぐらいの事業では該当はしないということで判断をしたいというふうに考えています。

<安達委員>

ありがとうございます。趣旨はよくわかりますし、広く子育て支援に関わるという意味では非常によい事業だと思いますが、そこでの事故や怪我の保証とか、そういう問題もあったり、果たしてそれに対応できる人たちが、それだけ豊富に人がいるのだろうか。友だち同士で見てあげようか、話をしようか、ということはできるのだけど、こういうふうにお金をもらってできるのかなという疑問があります。

公共でする場合はいろいろな助けがあったり、怪我があった場合でもある程度保証があったり、保険があったり、いろいろな面で安心して参加できるので、そういう安心できるということが一番大事ですし、それをしようという人材がたくさん出てくるとよいなというのが私の希望ですが、やってみてどうかということにはわかりませんが、よい事業なのでうまく行ってほしい。うまくいくためには条件を、安全面は大事だけれども、誰もが関わっていけるような条件であったほうがよいなと思う相反した思いがあるのですが、その辺のことも考慮して進めて行ってほしいなと思います。

<蒲田子ども未来課長>

補助対象経費としましては、保険料ということでも見させていただくというふうに考えていますので、安心して利用していただける場所にはさせていただきたいと思っています。

ただ、どのような団体が申請されるか全く想定はないのですが、市内に1つ2つぐらいは継続的にそういう相談活動をされているグループもありますので、そういうところから広がりが出ていくのかなとも思っていますので、そういうグループもいろいろと参考にしていただきながら、いろいろな活動が広がって地域全体で子育てがしていただける環境のつながりになればいいかなと思って、この制度を制定させていただいたものです。

<安達委員>

ありがとうございます。是非この取組みが広がるように期待していますので、よろしくをお願いします。

<松本教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第36号「京丹後市子育て環境整備応援プロジェクト補助金交付要綱の制定について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

次に、議案第37号「京丹後市教育委員会事務局文書取扱規程の制定について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野教育次長>

議案第37号「京丹後市教育委員会事務局文書取扱規程の制定について」を説明させていただきます。

この規程については、現行で運用している文書管理システムをはじめ、供覧及び決裁方法など実務に即していないなどの改正点が広範囲にわたり、一部改正の方式では複雑となりますので、今回、規程を全面的に改めるということで全部改正をするものです。

それでは、制定文のあとに添付しています三段表をご覧いただきたいと思います。今回は、市の文書取扱規程にあたる京丹後市文書規程を参考に全部改正を行っており、一番左が京丹後市の文書規程、中央が現行の京丹後市教育委員会事務局文書取扱規程、右側が全部改正（案）ということで記載して比較をしています。

この規程は、処理の基本的事項以下、6章36条の条文と附則、関連する別表並びに様式から成り立っています。

まず、目次に章立てとその条文を示し、最後に附則を加えています。

第1章を処理の「基本的事項」とし、第1条は見出しを「目的」として、京丹後市教育委員会事務局における文書事務の適正かつ効率的な運営を図るため、その取扱いについて必要な事項を定めることとしています。

第2条は「定義」として、用語の意義を定め、第3条では「処理の原則」として、事務の処理について定め、第4条から第6条は、市文書規程に準拠し、新たに教育総務課長の職務、課長の職務、文書主任の設置について定め、それぞれの職務・取扱いを明確に定めています。また、第7条は「文書の記号番号」をより詳細に、わかりやすく定め、第8条では、従来は省略されていた帳票等の様式を具体的に定めています。

6ページ下段からは、第2章「受領、配布及び收受」では第9条から第11条において、事務局に到達した文書等及び物品の受領方法について定めています。

次に11ページをご覧ください。

第3章を「処理の方法」とし、第12条から第14条において各課で收受した文書の処理方法、電話等の処理方法、併せて文書等の処理の責任について定めています。

第15条は「起案」として、文書管理システムを活用した起案方法などについて定めて、第16条は「特殊取扱い」とし、必要に応じた取扱いを定め、第17条から第20条までには、決裁、合議並びに供覧について定めています。

次に18ページをご覧ください。

第4章を「発送」とし、第21条から第24条において発送番号、施行方法、公印の押印、文書及び物品の発送方法について定めています。

次に22ページをご覧ください。

第5章「保管、保存等」では、第25条から第34条において、文書の種類、文書等の整理、文書等の保管、文書等の保存期間等について定めています。

次に、28ページをご覧ください。

第6章を「廃棄等」として第35条で文書等の廃棄について定めています。

最後に附則として施行期日として、令和4年4月1日から施行することとしています。

続いて、29ページから30ページにかけて、別表にて第7条関係の文書記号を定めています。また、様式としまして、制定文の最後10ページ、11ページをご覧ください。現行の文書管理システム使用時に用いる供覧及び起案の様式を定めています。

以上、説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

<松本教育長>

議案第37号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<松本教育長>

要は市の運用実態に合うように、市のほうの規程も参考にして整理をさせていただいたということです。

<松本教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第37号「京丹後市教育委員会事務局文書取扱規程の制定について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

次に、議案第38号「京丹後市教育委員会会議規則の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野教育次長>

議案第38号「京丹後市教育委員会会議規則の一部改正について」を説明させていただきます。

今回の改正は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴う、条ずれが生じたことによる、所要の改正を行うものです。

新旧対照表をご覧ください。

当該規則の引用条項として引用しています、地方教育行政の組織及び運営に関する法律「第13条第6項」を「第14条第4項」に改めるものです。

最後に、附則として、施行日は公布の日からとしています。

以上、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

<松本教育長>

議案第38号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第38号「京丹後市教育委員会会議規則の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

次に、議案第39号「京丹後市就学援助に関する規則の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野教育次長>

議案第39号「京丹後市就学援助に関する規則の一部改正について」を説明させていただきます。

提案理由のところに少し触れながら概要を申し上げます。今回、GIGAスクール構想に伴いますICTを活用した学びを今後一層進めていくという中で、令和4年度からタブレットを活用した家庭学習を本格的に実施するということにしています。これに伴い、就学援助世帯への家庭でのインターネットの通信費の支援というものを新たに行うということです。加えまして、障害のある児童生徒について、通常の通学が困難な児童生徒に対して新たな通学支援を行うということで、この2つの内容で所要の改正を行うというものです。

それでは、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

新旧対照表の1ページで援助の対象者ということで、第3条の第5項になります。

これにつきましては、先ほど申し上げました障害のある児童生徒等への通学支援の対象者をここで明記しています。次のいずれかに該当する児童生徒であって教育委員会が指定した通学方法による自立した通学が困難であると教育委員会が認めるものの保護者ということで、ア身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳、療育手帳制度要綱に基づく療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている者。イ児童福祉法に規定する児童相談所又は精神保健指定医等知的障害者判定機関により知的障害があると判定されている者。ウ難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費受給者証を有している者。というのが対象ということです。

2 ページ別表の中で、今回の通学支援に係る部分が右側の改正案で2 ページの下の通学費（交通費）といったところで、改正案の右端に第3 条第5 項、先ほど申し上げた規定に規定するものということで定めています。

この通学費については、最も合理的かつ経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費を支援するというところで、額については市長が定める額というふうにしています。これが障害のある児童生徒への新たな支援ということです。

5 ページはオンライン学習の通信費の支援です。改正案に書いてありますように、ICT を通じた教育が、学校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものによるオンライン学習、つまりタブレットの持帰りによるオンライン学習に必要な通信費で、交付要綱に定める一人当たりの単価の範囲内で市長が定める額を支援するということですが、この2 つを新たに設けるということで、資料にはないのですが少し支援の考え方について説明をさせていただきます。

まず通学支援につきましては保護者の方が送迎される場合には自家用車での送迎に係る燃料費といったものを支援するというにしています。家庭の事情等で保護者の送迎ができないというケースもありますので、その場合には公共交通機関の運賃を支援するというにしていますし、公共交通機関が利用できない地域もありますし、また障害の程度によってはタクシーや介護タクシーなどを使われるという場合もありますので、そういった場合にも支援を行うといったことで、その中で児童等の状況ですとか最もその効率的な方法といったところを審査させていただいて支援をさせていただくということです。

オンライン学習の通信費のほうについては、1 年間の通信費ということで、一世帯あたり1 4, 0 0 0 円を支援するというを想定しています。

以上で、議案第3 9 号の説明とさせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〈松本教育長〉

議案第 39 号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

〈全委員〉

なし。

〈松本教育長〉

それではお諮りをいたします。

議案第 39 号「京丹後市就学援助に関する規則の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈松本教育長〉

異議なしと認め、承認いたします。

〈松本教育長〉

続きまして、会議の非公開についてお諮りします。

報告第 13 号は京丹後市教育委員会会議規則第 16 条第 1 項第 2 号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈松本教育長〉

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、報告第 13 号については非公開といたします。

(非公開部分省略 報告第13号について報告)

<松本教育長>

これより会議を公開とします。

以上で本日の議事は全て終了させていただきました。

続いて、4のその他ということで諸報告、各課報告を順次いたします。

(1) 諸報告

<引野教育次長>

① 「共催」・「後援」に係る3月期承認について

(2) 各課報告

<学校教育課・子ども未来課・生涯学習課・文化財保護課>

① 4月学校行事予定について

② 4月保育所・こども園行事予定について

③ 生涯学習課行事予定について

<松本教育長>

全体を通して何か御質問等がありますか。

<久保総括指導主事>

4月の行事予定で京都府学力診断テストという説明をさせていただいたんですけども、令和4年度京都府の方が学力診断テストは実施をしませんということで、それはなぜかという令和5年度からCBTコンピューターという、筆記を全部コンピューターで処理するようなテスト形式に全国学力状況調査等も変わっていく関係で、令和5年度の準備に向けて令和4年度は府としての実施はしませんということで連絡がありました。

京丹後市教育委員会としましては、やはり子どもたちの学力を測り、そしてその課題に対して授業改善していくということは大変必要なことですので、令和3年度と同じ問題を使いまして実施するという形で校長会のほうでも確認をさせていただいています。ですので、ここには府の学力診断テストと書いてあるんですけど、問題は令和3年度の問題を使って実施しますのでご承知おきいただけたらと思います。以上です。

<松本教育長>

正式なということよりも、そういう形で学力を見るということで実施をするということで、全体での比較というのはなかなか難しいですが、少なくとも京丹後市の力としては昨年とも比較できるというようなところもあるのではないかと考えています。

ほかに何かございますでしょうか。

<松本教育長>

ないようでしたら、以上で第7回京丹後市教育委員会定例会を閉会いたします。御苦勞様でした。

<閉会 午後6時45分>

[5月定例会 令和4年5月2日(月) 午前10時00分から]